

目 次

公平委員会規則	ページ
5 新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……	1

公 平 委 員 会 規 則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のとおり公布する。

平成 28 年 7 月 19 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 高 杉 幹 夫

新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 5 号

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

新潟県市町村総合事務組合管理職員等の範囲を定める規則（平成 16 年新潟県市町村総合事務組合公平委員会規則第 11 号）の一部を次のように改正する。

改正後		改正前	
別表第 1（第 2 条関係）		別表第 1（第 2 条関係）	
14 弥彦村		14 弥彦村	
機 関	職	機 関	職
議会事務局	局 長	長 部 局	(略)
長 部 局	(略)	(略)	
(略)		(略)	

改正後		改正前	
16 阿賀町		16 阿賀町	
機 関	職	機 関	職
(略)	(略)	(略)	(略)
長 部 局	(略)	長 部 局	(略)
	総務課の課長補佐、庶務係長、 <u>企画財政係長及び行政係長</u> 並びに庶務系の人事、給与又は 服務担当の職員（企画に関する事務を行うものに限る。）、 職員団体担当の職員及び秘書 担当の職員		総務課の課長補佐、庶務係長 <u>及び財政係長</u> 並びに庶務系の 人事、給与又は服務担当の職 員（企画に関する事務を行う ものに限る。）、職員団体担 当の職員及び秘書担当の職員
	(略)		(略)
(略)	(略)	(略)	(略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。